発行所　狛江町役場
狛江町和泉一五五
（四一六）三一一一
印刷所　株式会社　共同印刷所
（〇四三六）二一五六

狛江町広報

——昭和37年7月22日発行　第24号——

37. 7. 1 現在		
人口	男	14,960人
	女	14,408人
	計	29,368人
世帯数		8,119世帯

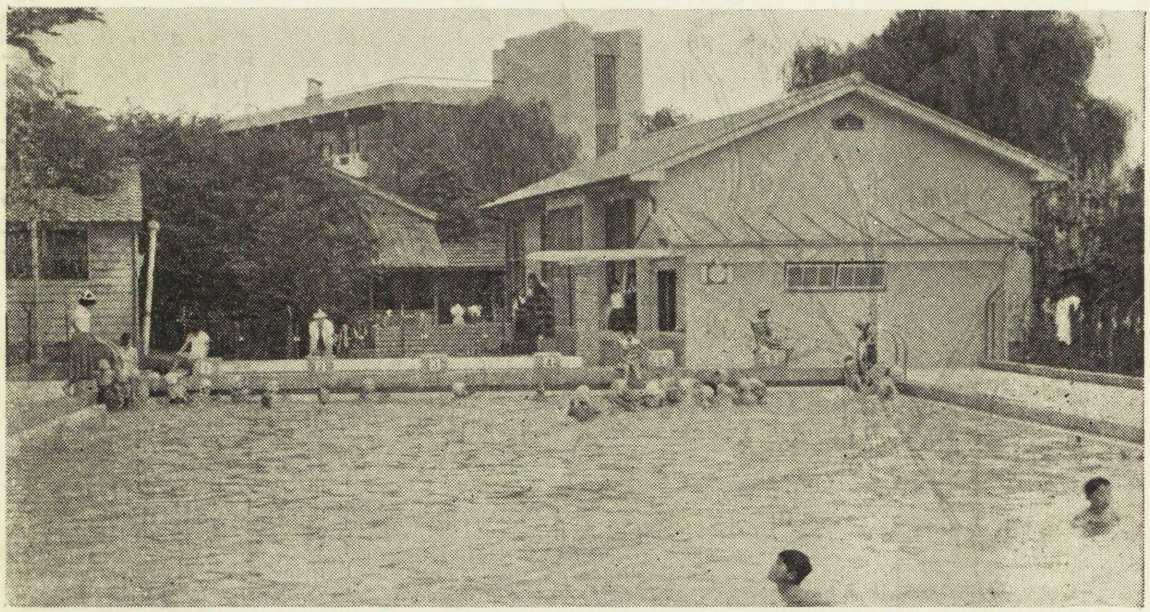

新しいプールと新しい校舎（狛江中学で）

町の消防署が近く発足します

消火活動の増大を計る

狛江町消防の常設化については、町民各位よりの要望により、鋭意検討中でありましたが、財政的見透しも立ちましたので、このほど具体的構想がまとまり、去る五月二十六日開催の町議会の承認を得て、長年の懸案であつた町の消防署設置が正式に決りました。

その内容についてご説明しますと、次のとおりです。

一、町の機関として、新たに消防行政の一元化をはかるため消防本部を設置する。

二、常時消防活動に従事させるため、狛江町消防署を置く。

三、町消防団の外、新たに消防活動に従事する職員を配属し、一昼夜交替勤務制とする。

四、常備消防用として、新たに新鋭消防車二台を購入する。（但し一台は予備車とする）

五、消防本部及び消防署庁舎を役場構内に新築する。

消防本部及び消防署の発足は、八月を目途とし、目下着々と諸準備を進めており、消防庁舎の新築工事は既に着工し、消防職員の配属については、東京消防庁にあつせんを依頼中です。

このように、着々消防力の立遅れの解消をはかりつゝありますが、財政的面の制約もあり、一挙にはご満足のゆく施設とまでは行きませんが、追々整備強化をはかりたい考えです。

ことしの予算は三次まで補正

総額二億三、七三九万円

消防本部の設置等重点的に

本年度の町予算のあらましについては、四月二十二日発行の町広報第二三号をもつて、お知らせしたとおりですが、その後現在までに、町の重要施策の推進に伴い、予算の補正を三回行い、補正予算の総額は、三六、四一七、九五〇円となり、当初予算と合せて、二億三、七三九万四〇〇円となりました。

三次までの補正予算について、使われる目的と、その額はあらまし次のとおりです。

一、ごみ処理場用地の買収費と、その他の費用に
一八、九五九、〇〇〇円

二、消防本部（消防署を含む）の設置に伴う人件費、町庁舎建設費、消防器具等の整備費に
六、九三四、六四〇円

三、役場敷地拡張のための土地買収費に
三、九六五、〇〇〇円

四、第二小増築、第三小プール築造、学校栄養士の雇入その他で
三、二〇三、五一〇円

五、道路、河川の護岸改修工事費として
三、一九五、〇〇〇円

六、その他
一六〇、八〇〇円

以上に要する費用は、積立金、前年度繰越金、都支出金等からまかないました。

町民待望の 飛地整理が始まりました

さる六月二十六日開かれた町議会において、長年の懸案となつておりました、別表図示の飛地を、近接字内に編入することが議決され、きたる十月一日施行されることとなりました。

変更になる地番は次のとおりです。

記

猪方地域内の変更地番
和泉三、六三三番より和泉三六四六番まで

和泉地域内の変更地番
猪方七六八番の一より猪方九二一番の二まで

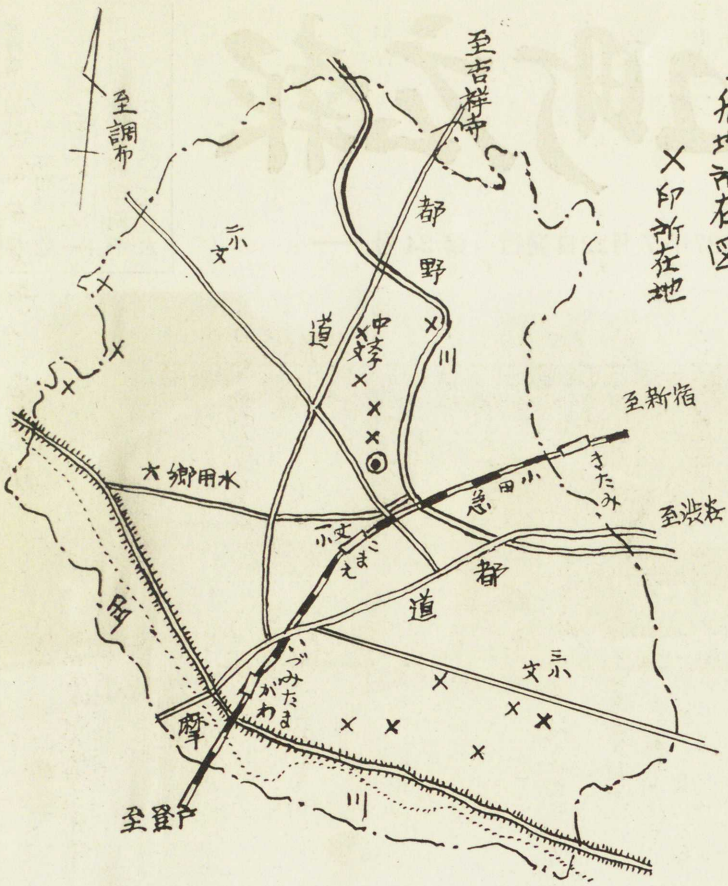

なお新地番が決まりましたら改めて新旧地番対照表でお知らせいたします。

また、番地変更後の処理については、その都度関係者にご連絡いたします。

土木工事の現況

第一・四半期の土木工事として完成、あるいは施工中の工事は次のとおりです。

一、第三小学校プール築造工事（失対事業）
長さ二十五㍍巾十一㍍深さ一・一㍍ プールサイド・シャワー・洗眼台・足洗場

二、町道十六号線舗装工事（電研東側）
アスファルト乳剤舗装延長三五〇㍍面積一八〇〇平方㍍

三、町道二十八号線舗装工事（電研踏切～二の橋方面）
アスファルト乳剤舗装延長二三〇㍍面積一、一八〇平方㍍

四、町道七十七号線舗装工事（岩戸二の橋南側）
アスファルト乳剤舗装延長二六〇㍍面積一、〇三〇平方㍍

五、町道四十九号線舗装工事（泉竜寺前）
アスファルト乳剤舗装延長三二七㍍面積一、五四〇平方㍍

六、野川橋梁架設工事（丸山）
鉄筋コンクリート造長さ六㍍巾員四㍍

七、町道五十六号線舗装工事（猪方）
アスファルト乳剤舗装延長二七〇㍍面積一四八〇平方㍍

八、町道九十号線舗装工事（和泉多摩川駅前）
アスファルト乳剤舗装延長一四〇㍍面積六八〇平方㍍

第二小鉄筋建校舎も着工

第二小学校増築工事は七月十日地鎮祭を行つて着工、鉄筋コンクリート三階建、普通教室三、特別教室三、総面積約七七四平方㍍で、運動場北側町道寄りに敷地を定め、工事を進めております。完成は来年一月末の予定です。（総工費一、八九八万円・施工者株式会社稲木組）

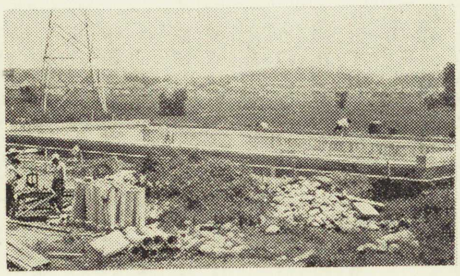
（写真は第三小プール）

参議院選挙の投票率 前回を上まわる

七月一日に行われた参議院議員選挙において、狛江町では午前中が雨であつたにもかかわらず、六二・六七％と、三十四年の四九・五％を遙かに上廻る投票率をあげ、北多摩郡や東京都の平均以上の好成績でした。

投票所別の状況は次のとおりです。

投票区	投票者数	投票率(％)
第1（第二小）	2,477	65.32
第2（第一小）	2,118	64.03
第3（いずみ幼稚園）	2,120	60.26
第4（岩戸公民館）	1,772	60.77
第5（中学校）	2,382	62.54
計	10,869	62.67

子どもを守ろう

暑くなりました。
水の事故から
子供を守りましょう。
夏休みです。
交通事故から
子供を守りましょう。

たばこは
町内で買い
ましょう

狛江町火災予防条例ができました

七月一日から「火災予防条例」が施行されました。

この条例は、火災を未然に防ぐために、守らなければならない事項を定めたもので、主な点は次のとおりです。

一、公衆の出入する場所、多数の者が勤務する場所を指定し、火災予防の指導をする。

二、火を使用する設備、器具等の位置、構造、管理の基準を定めたこと。

三、指定数量未満の危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵と取扱いについて定めた。

四、火災警報発令中の火の使用制限を定めた。

特に、一般家庭に守っていただく点は

炉やカマド

○建築物、工作物等の燃えやすい部分から安全な距離をおいて設備すること。

○火災の出るおそれのある部分は、燃えない材料で作ること。

○表面の温度があまり高くならないように作り周囲に燃えやすいものを置かないこと。

○薪、石炭等を使う炉やカマドには、取灰入れを置くこと。

○本来の燃料以外は使わないこと。

固定式ストーブ

煙突、煙道の設備、距離等に注意して下さい。

風呂

火災予防条例ではなく、建築基準法で、設備等に関して定められています。

ガス湯沸

近くに燃えやすい物品を置かないこと。

掘ゴタツとイロリ

掘ゴタツの火床とイロリの内面は、燃えない材料で作ること。

コンロと移動式ストーブ

電気ストーブ、ガスストーブ、石油ストーブ等で自由に移動できるストーブは、火災の原因となる事も数多いので特にご注意下さい。

○燃えやすい物を近くに置かないこと。

○故障、破損したものを使わないこと。

○本来の目的以外には使わないこと。

火鉢

火鉢は底の温度の上昇に気を付けること。

置ゴタツ

火を入れる器は、金属以外の燃えない材料で造った台の上に置くこと。

アイロン

アイロン等を付け放しにしないこと。

たき火

引火性の強い物の近くではたき火をしないこと。

消火の用意をしてから、たき火をすること。

花火

子供の花火には特に注意して下さい。

火災警報発令中は

○屋外で火を使わないこと。

○残り火（タバコの吸がら等）に注意する。

指定数量未満の危険物等

○危険物（石油、ガソリン、シンナー、重油等の発火性や引火性の強い物品）準危険物（綿花類、ボロ、紙くず、木くず等燃え拡がりやすい物）は、一定の数量以上になると有資格者でなければ取扱いができません。

事業主の皆さんに

予防条例により消防設備の基準が強化されましたので、次の事業主の人は、予防条例で定めた消防設備等に特に注意して下さい。

1、公会堂、集会場
2、キャバレー、カフエー等
3、待合、料理店、飲食店等
4、販売業、賃貸業、修理業の店舗
5、理容業、美容業、クリーニング業、その他サービス業
6 取引所、展示場
7、旅館等
8、病院、診療所、助産所、更生施設、児童福祉施設、幼稚園
9、公衆浴場、停車場、神社寺院、教会等
10、工場、作業場、発電所
11、官公署、銀行、その他事務所、車庫、倉庫等

以上の場所が火災予防条例で指定されています。

税務課からお知らせ

最近の新聞、雑誌等で、今年の住民税が増加したことを報じておりますが、皆さんも今年の徴税令書をうけとって、そうお考えになったことと思います。

確かに住民税だけについてみますと、昨年よりは高くなつておりますが、今回の税制改正が、地方公共団体の自主的財源を増加させることを目的として、所得税の一部を都（道府県）に移譲することになつたため、別表のように、都税が大巾にふえておりますが、町民税は殆んどふえておりません。

しかし、都税がふえた分についてはその代りに、所得税（国税）の方はこの増税分を上廻る額の減税を行つて、両税を通算すれば結局減税になる、つまり所得税との総合で税負担を軽減することになつたわけです。

（表を見る場合に、収入が昨年と今年と同じものとして計算してありますから、収入の増加した方はこの表による対照はできません。）

改正による所得税、個人の町民税、都民税の綜合負担額

区分		給与所得者		事業所得者	
		独身者	夫婦子3人（15才以上の子1人、15才未満2人）	白色申告者夫婦子3人（15才未満の子2人、専従者1人）	青色申告者夫婦子3人（15才以上の子2人、15才未満の子1人、専従者1人）
		給与の金額50万円	給与の金額70万円	所得金額100万円	所得金額100万円
所得税	改正前(A)	36,577円	32,926円	105,747円	95,878円
	改正後(B)	30,577	25,426	92,247	82,378
	増減額(C)(B)−(A)	△ 6,000	△ 7,500	△ 13,500	△ 13,500
	増減割合(C)／(A)	△ 16.4%	△ 22.8%	△ 12.8%	△ 14.1%
町民税	改正前(A)	8,754	9,380	27,310	25,842
	改正後(B)	8,754	9,380	27,310	25,842
	増減額(C)(B)−(A)	0	0	0	0
	増減割合(C)／(A)	0	0	0	0
都民税	改正前(A)	3,501	3,752	10,924	10,337
	改正後(B)	5,877	5,710	13,644	12,817
	増減額(C)(B)−(A)	2,376	1,958	2,720	2,480
	増減割合(C)／(A)	67.9%	52.2%	24.9%	24,0%
合計	改正前(A)	48,832	46,058	143,981	132,057
	改正後(B)	45,208	40,516	133,201	121,037
	増減額(C)(B)−(A)	△ 3,624	△ 5,542	△ 10,780	△ 11,020
	増減割合(C)／(A)	△ 9.0%	△ 15.1%	△ 9.2%	△ 10.4%

△は減

住民登録も満十才に

住民登録法が施行されてから十周年を迎えました。住民の皆さんの権利や義務を立証する基本として役立っております。ことは、よくご存知と思いますが、まだ住民登録について次のような定めがあることを知らない方が多いようなので、お知らせすると共に、定めを守って頂くようお願いします。

住所を変えたら「十四日以内に」必ず届出をして下さい。

一、町外から狛江町に住所を移したら転入届を

二、狛江町の中で住所を移したら転居届

その他住所地番が届出してある場所と相違した。

世帯主が代つた。

住民票の間違が判つた。

等々のときは早目に変更の届を出して下さい。

調査にご協力下さい

九月に例年住民登録の実態調査と選挙人名簿登載資格調査が行われます。この調査は住民登録の実態を調べ昭和三十八年に行われる選挙に使う選挙人名簿を作成するためのものです。

この調査に洩れることのないよう御協力下さい。

夏季林間学園開く

毎年夏の行事として各小学校六年生を対象とする林間学園は今年も日光に開設します。これは楽しい高原の生活で自然に接する喜びを味わい心身をきたえるために行うものです

◇

第一小　七月二十五日から二泊三日　日光中禅寺温泉へ　(参加　一三九人)

第二小　七月二十三日から二泊三日、中禅寺温泉　(参加　一四八人)

第三小　七月二十六日から二泊三日、日光湯元温泉へ　(参加　八四人)

↑　みんなそろつて野外のおべんとう

税の出張収納

固定資産税、都市計画税第二期の出張収納をいたします。役場に遠い地区の方は充分ご利用下さい。

月日	時間	場所	区域
7月30日(月)	自前十時至正午	和泉名古屋米店	上和泉
		小足立寺西菓子店	上小足立
	自後一時至後三時	覚東鈴木頼光商店	下小足立東
		覚東天理教々会	下小足立東
	自前十時至後三時	岩戸慶岸寺	岩戸東部地区
7月31日(火)	自前十時至正午	駒井旧消防詰所	駒井猪方南部地区
	自後一時至後三時	猪方谷田部米店猪方販売所	猪方南部地区

国民健康保険税
国民年金　も取扱います

戸籍と住民登録のしおり

出生と結婚の届についてはすでに説明しましたが、今回は死亡についてお話ししましょう。

人が亡くなるということは、その原因が何であろうと、その家庭にとつては大きな損害であり、そのショツクは大きいわけですが死亡された遺体は、速かに処分しなければなりません。それにはまず死亡届出が必要です。

○死亡の届出は死亡した場所を管轄する市区町村役場へ（狛江町で死亡の場合、その場所が病院又は家庭、その他の場所であつても狛江町役場）

○届書は何通提出するのか（用紙は役場にあります）

1、本籍、住所、死亡場所が同一市区町村のとき　一通

2、本籍、死亡場所が同じ市区町村のとき　二通

届出には何が必要か

イ、死亡診断書（役場に準備してある死亡届の用紙の下欄に附いているものに、医者の証明を受ける）

ロ、印鑑

○届出はだれがするか

1、同居の親族

2、親族でない同居者

3、家主

4、地主

5、家を管理している人

6、土地を管理している人

であり右の順に届出の義務があります。

死亡届以外に必要なことは、遺体の埋葬又は火葬の手続をするために、

1、火葬にするか、土葬にするか。

2、その場合、火葬や土葬の場所はどこか。

を届出までに決めておいて下さい。

外国人の皆さんへ

本年は外国人登録証明の切替の年です。期間を経過することのないように携帯している証明書に注意し、有効期限前三十日以内にかならず役場で切替申請をするようにして下さい。

切替申請について必要なものは、旅券及び写真（提出の日前六ケ月以内に写した五ポン平方形の無帽で、正面上半身のもの）三枚です。（十四才未満は写真は必要ありません）

申請は本人がすることになつておりますが、十四才未満の方については両親等がかわつて申請することができます。

詳細については役場の外国人登録担当職員にお問合せ下さい。

緑のおばさん配置される

最近激増している交通禍から、児童生徒を守るために、みどりのおばさんが、去る六月一日から狛江町にも一ケ所配置されました。役場通り北谷橋の所で、毎日通学の生徒のために黄色い旗をふりながら交通整理に当つています。

犬は繋いでおきましょう

放し飼いしないようおねがいします。

国民年金に加入しましょう

狛江町ではすでに三、二三〇人の人々が国民年金に加入していますが、それでもまだ加入していない人が約五〇〇人もいます。あなたは、拠出制国民年金の資格を持っておられますか？あなた一人だけがこの社会保障から残されないよう、いますぐ印鑑を持って役場に国民年金届けをいたしましょう。

生まれたばかりの赤ちゃんとおなじように、国民年金もいろいろと問題点が改められこれから、だんだんと成長してりっぱな制度となっていきます。

すでにご承知のように、満二十才以上、四九才までの人で厚生年金、恩給、各種共済組合等公的年金の資格の無い方は、法律によっても、国民年金に入らなければなりません。

私達が年を取ったり、思いがけぬ事故によって一家の働き手を亡くした時に、苦しい思いをせずに生活を送れるよう一日も早く、国民年金に加入しましょう。事故が起きてから役場に見えても、どうにもなりません。

また公的年金等資格の有る人の配偶者や学生は任意で希望するときにいつでも加入できますから係へお申出下さい。

⊙あなたの国民年金手帳には保険料が納めてありますか？

拠出制国民年金も、昨年四月より保険料（印紙）の納付が始まり、既に一年を経過しましたので、皆さんは受給資格が有るわけですから、もしも、突然の事故にあったときは、いつでも、年金が支給されることになります。去る五月三河島の鉄道事故にあわれた方が日本で始めての国民年金受給者になったことも新聞紙上でご存知と思います。

しかし、皆さんのお手元の年金手帳には、保険料が一ケ年分完納されていますか？せっかく国民年金に入っていても保険料が一年以上納められていなければ、年金は支給されません。お忘れの方は、早く納めましょう。そして保障された毎日を安心して過しましょう。

保険料を納めるのに著しく困難な人は、法律によって、あなたが納められるようになるまで、国がかわって納めてくれますから年金係へ申出下さい。

なんの連絡もなしに、保険料を滞納していますと、国税滞納処分の例に従って処分することがありますので、必ず窓口に御連絡下さい。

◎国民年金の出張収納受付をいたします。

国民年金保険料収納、資格取得届の受付、年金に対する説明等を、町税の収納と同じ日時・場所で、毎月出張受付をしています、御利用下さい。

◎老令福祉年金について

拠出制年金と違い、保険料を納めなくとも左記の条件に該当する方は、老齢福祉年金が受けられます。

一、明治25年7月以前に生れた方（満七〇才以上）

一、本人が、前年一年間十五万円以上の所得がなかったとき。

一、本人の配偶者に、所得税が課税されていないとき。

一、本人が、年額一万二千円以上の恩給、公務扶助料、遺族年金、厚生年金等を受けていないとき。

本人を扶養している人の所得（前年一年間）によって、制限があります。

例扶養親族五人、前年度分の所得が五十万円以下の場合は受けられる。

なお、これについては、老人を扶養している人の扶養親族数によって所得制限が多少違っていますから、くわしいことは係にご相談下さい。

ゴミの不法投棄は処罰の対象となります

「ゴミ」の不法投棄についてはお願いや、ご注意をしておりますが、一向に止みません。道端や河川その他公共地等に、むやみに「ゴミ」を捨てますと、軽犯罪法と清掃法で処罰されます。

警察と衛生係職員がこれらの違反防止に巡回しておりますが、不法投棄を発見された方は遠慮なく次のいずれかにご連絡下さい。

厚生課衛生係
最寄の交番
調布警察署　電（〇四三九）二一四一

町ではゴミの処理を行っていますから、お申込になれば、いつでも各ご家庭まで作業員が集めにまいります。

◎厨芥処理に御協力下さい

台所から出る「ゴミ」は、これから暑さに向うとすぐ「ウジ」が発生します。ゴミ箱に捨てる場合は、新聞紙かビニール等に包んで捨て下さい。

日赤募金結果報告

去る五月、全国的に展開された日赤募金は、町民の皆様の積極的なご協力により、左記のとおり立派な成績を収めました。

皆さんのご協力に対し御礼を申し上げます

記

募金総額　二七七、五八二円
応募世帯　四、六〇七戸
一戸平均　六〇円

国鉄半額割引の特典

身体障害者手帳交付者

身体の一部がきかないで、日常生活が不自由な方は、身体障害者手帳の交付を受けましょう。

この手帳を受けますと次のような特典があります。

一、国鉄運賃半額割引証の交付（付添者を要するときはその人も半額）

二、同一家族間の者の所得税額を五千円以内免除
（但し障害程度によって差あり）

三、町民税は本人と世帯主各々千円免除

四、補装具交付修理等を受けられる。

◎ご注意

前住所で手帳の交付を受け狛江町へ転入され、また居住地変更届を出してない方は至急届出て下さい。

篤志家の愛の寄金

このほど収入役を通じ篤志家より、町の福祉事業の一助にと、厚生課に金二万円也の愛の寄附金がありました。

このお金の使途については、寄贈者の志に添うよう、民生委員協議会にはかり決定いたしますが、とりあへず紙上もつてお礼を申し上げます。

保育園にも

和泉七三〇番地池谷好一さんは、去る六月愛児の千恵さんを病気で失い、同じ年頃の子供のためにと、岩戸の慶岸寺保育園に金一封を寄贈されました。同保育園では、すべり台の「すのこ」を新調し子供達に喜ばれています。

垣根越し
たがいに誘う
納税日

水の事故をなくそう

今年も水遊びの季節がやってきました。町では関係機関の協力により水難予防についての対策として、危険地域に標識を立て一般の人達の注意を呼びおこすと共に、巡回班を作り、水の事故をなくすよう対策を立てゝいますが、特に左記の点に御注意下さい。

記

①一人で泳がないこと。特に子供の水あそびには、必ず大人が付添って行って下さい。

②本年は、大腸菌が特に多いので、多摩川での町内小中学生の水泳は禁止されています。

③危険な所へは近寄らないこと。

中学校プール使用開始

昨年できた中学校プールも今年は、さらに脱衣所を完備し、七月二日から町内小中学校児童生徒が泳いでいます。待ちに待った子供達は一せいに水しぶきをあげ喜んでいます。なお、夏休み中は各学校の水泳指導のためにプールを使う予定です。

乳幼児一斉検診

乳幼児の一斉検診を、次のとおり行ないます。該当者はもれなくお受け下さい。（八月の育児相談は休みますのでこの検診を利用して下さい）

1、一般検診地区

○対象者　昭和34年3月1日～35年2月29日の出生者と昭和35年7月1日～37年4月30日の出生者

○場所と日時　狛江第1小学校
8月7日午後1時半～3時半
8月9日午後1時半～3時
狛江第2小学校
8月1日午後1時半～3時半
8月3日午後1時半～3時
狛江第3小学校
8月8日午後1時半～3時半
8月10日午後1時半～3時

○種別　第1日目
健康診査・身長・体重測定・ツ反接種・先天性股関節脱臼検査（2才未満の者）育児相談（診察により医師の指示を受けた者）・歯科検診（2才以上の者）
第2日目
ツ反判定・BCG接種

○ご注意　受診者は最寄の小学校でお受け下さい。

2、特別検診地区（小足立、覚東全地区、和泉1,202～1,372番地同、1,611～1,707番地、猪方801～824番地）

○対象者　昭31年4月2日～37年4月30日の出生者

○場所と日時　中学校
8月4日午後1時半～3時半
8月6日午後1時半～3時

○種別　第1日目
健康検診、身長、体重測定、胸囲（2才以上の者）ツ反接種、先天性股関節脱臼検診（2才未満の者）育児相談（診察により医師の指示を受けた者）、歯科検診（2才以上の者）
第2日目
ツ反判定とBCG接種

○ご注意　特別地区の該当者は中学校で受診して下さい。

海へ行こう　山へ行こう

国民健康保険加入の皆さんの健康維持、増進のため左記のとおり無料「海の家」「山の家」を開設しました。ご利用なさる方は厚生課保険係へ保険証を持参の上申し込んで下さい。利用券をお渡しします。

一、海の家　1片瀬、東浜海岸（無料）2鎌倉由比ケ浜海岸　3逗子海岸

二、山の家　1、御岳山（無料食事代別）2奥多摩町鳩の巣

三、開設期間
七月一日から
八月三十一日まで

相談所

人権身上相談
日時　毎月第四水曜日午後一時から四時
場所　役場
担当　人権擁護委員小尾外征年氏と法務局係員です。人権問題でお困りの方は遠慮なくご利用下さい。

行政苦情相談
日時　毎月第三金曜日午後一時から四時
場所　役場
担当　行政苦情相談協力委員宮崎武雄氏
国の行政についての苦情をお受けします。

夏と伝染病

◎赤痢のはなし

赤痢は大便中の赤痢菌が口に入り伝染する病気です。

といっても、まさか直接口に入ることはないでしょう。

原因を調べると、汚ない手や野菜、果物等の生の食品によるものが一番多く、ついで患者との接触、水、器物の順となっています。

赤痢を防ぐために——
・手の消毒をよくすること
・食物をよく消毒すること

◎日本脳炎のはなし

日本脳炎は夏に流行しますそれは蚊によって媒介されるからです。

この病気は死亡率が高く、なおっても脳をやられてしまう恐しい病気です。

これを防ぐには——
・予防注射で免疫を高める
・よく眠って、疲れないようにする
・蚊を退治する

症状は、高い熱が出て、うわごとを言い、頭痛、首すじや足首の痛みが特徴です。

◎食中毒のはなし

食中毒は、毎年夏から秋口にかけて多く発生します。それは温度も湿度も細菌の繁殖に絶好の季節だからです。

それに今年は異常渇水で、食中毒の悪魔がおそいかかるチャンスも多いわけです。

これを防ぐには——
○食前には手をよく消毒する
○新しい食品を清潔な店から買う。
○ネズミ、ハエ、ゴキブリ等を退治する。
○早めに食べて残さないようにする。

狛江町職員募集

左のとおり狛江町職員を募集しています。

職種　事務職員　技術（土木、建築）職員、事務系
年齢　満二十五才、技術系満三十才までの男子
学歴　高校卒業以上
待遇　町条例の定めによる

詳しくは、役場総務課へ連絡下さい。

土木作業員

一、作業内容　道路工事等現場作業
二、年齢　不問
三、その他　待遇その他面談の上、ご希望の方は狛江町役場建設課までご連絡下さい。